

日・メキシコ特定原産地証明書申請の手引き

平成 17 年 3 月

第 1 章 総論

1. 日・メキシコ経済連携協定について

日・メキシコ経済連携協定は、我が国とメキシコ合衆国との間の貿易や投資の自由化等を図ることを目的として、2002年10月の交渉開始以降、2年近くに及ぶ交渉を経て、2004年9月17日に署名されました。この中で、両国間で取引される物品について、WTO 協定で定められた最恵国税率よりも低い特惠税率を定めており、特惠税率が適用される物品（「原産品」）を認定するための要件（「原産地規則」）や、原産品であることを証明する原産地証明書の発給等の手続きが規定されています。

2. 原産地規則の概要

日・メキシコ経済連携協定に基づく原産地規則は、a) 完全生産品要件、b) 個別品目要件に大別されます。a) 完全生産品要件とは、一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品（協定第22条第1項（a））、一方又は双方の締約国の区域において原産材料のみから完全に生産される産品（協定第22条第1項（b））に適用されます。

また、b) 個別品目要件は、非原産材料を使用して、一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品について、附属書4で品目ごとに要件が規定されている（協定第22条第1項（c））。具体的には、品目ごとに以下のア)からウ)の要件について、それぞれ一つ又は二つの要件が規定されています。

ア) 関税番号変更要件

輸入原料・部品と完成品の関税番号が統一システム品目表（HSコード）の項（4桁）又は号（6桁）レベルで異なること（完成品の製造国を原産地とするもの）

イ) 域内原産割合要件

加工の結果、域内で産品に付加された価値が一定割合（50%、65%等）以上となること（付加価値形成国を原産地とする）

ウ) 作業工程要件

各製品について、十分に重要と認められた製造・加工作業（裁断、縫合等）が行われたこと（当該製造作業等が行われた国を原産地とする）

日・メキシコ経済連携協定は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty161_1.htmlに掲載されています。

3. 日・メキシコ原産地証明法について

日・メキシコ原産地証明法は、日・メキシコ経済連携協定の国内担保法として、2004年10月12月に第161回国会（臨時会）に提出され、2004年11月17日に可決・成立し、11月25日に公布されました。

日・メキシコ原産地証明法は、6章39条から構成され、特定原産地証明書の発給等、指定発給機関、特定原産地証明書の発給の決定の取消し等、罰則等が規定されています。

第2章 特定原産地証明書の発給

1. 非特惠原産地証明書との違い

特定原産地証明書の発給については、輸出される産品が特惠関税の適用を受けるためにその産品が原産地判定されていることが必須条件となります。

そのため、非特惠の原産地証明書と異なり、産品を原産判定するプロセスが設定されており、申請者の利便性やデータ管理の観点からインターネットによる申請をはじめ電子的な処理を行なうこととしています。

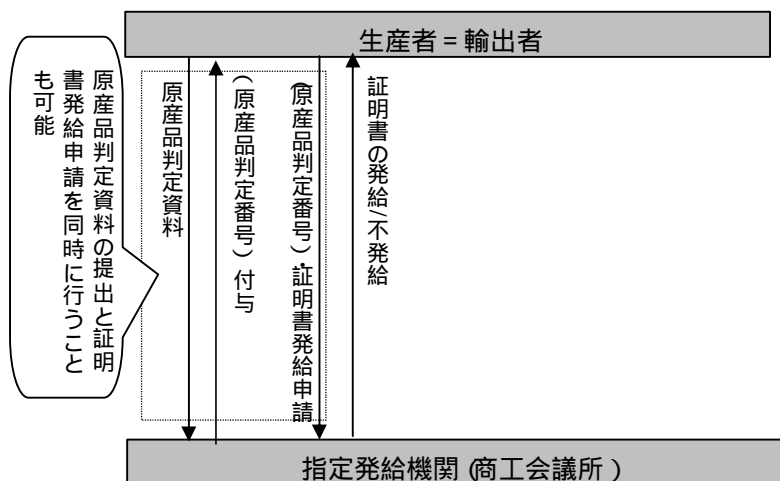
また、非特惠原産地証明は、申請者が所定の様式にタイプし提出されたものを、商工会議所にて内容確認のうえ、署名・押印して発給していましたが、特定原産地証明書の場合は、商工会議所側で申請者から提出されたデータに基づき、証明書を作成し発給することとなります。

2. 発給申請と生産者・輸出者

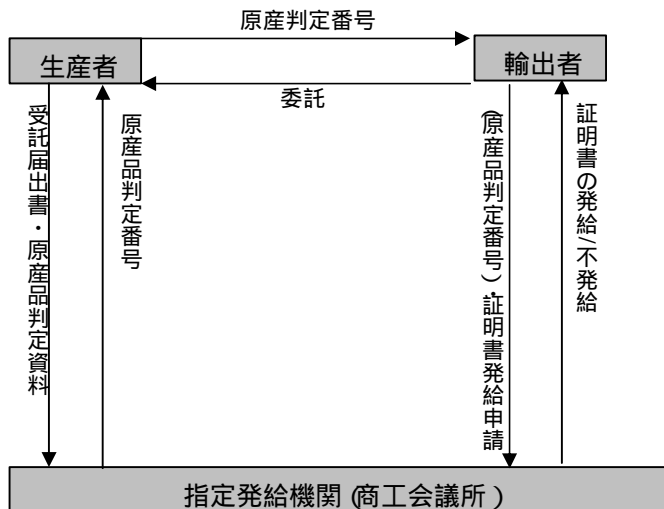
特定原産地証明書の発給申請の際には、特定原産品であることを明らかにする資料を提出していただきます。生産者が輸出も行う場合、特定原産品であることを明らかにする資料は社内にあります。輸出者が生産活動を行っていない場合は特定原産品であることを明らかにする資料を生産者から入手する必要があります。

以下に、生産者と輸出者との関係を示しますので、貴社がどのケースに該当するか確認のうえ発給申請をおこなってください。

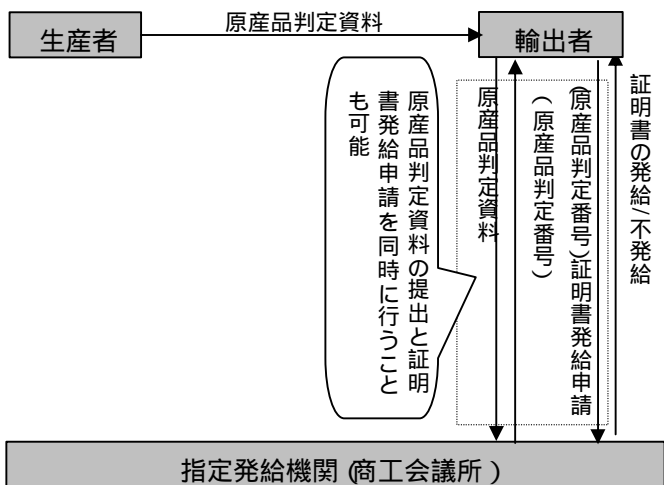
(1) 生産者と輸出者が同一の場合



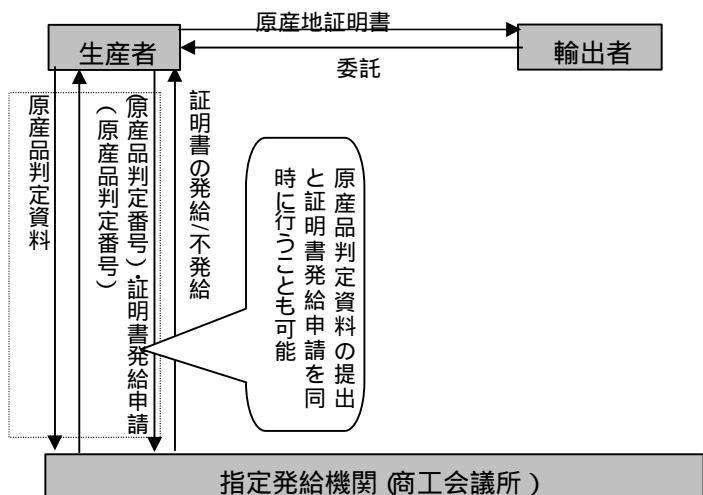
(2) 生産者と輸出者が異なり輸出者が C/O 発給申請(1)



(3) 生産者と輸出者が異なり輸出者が C/O 発給申請(2)

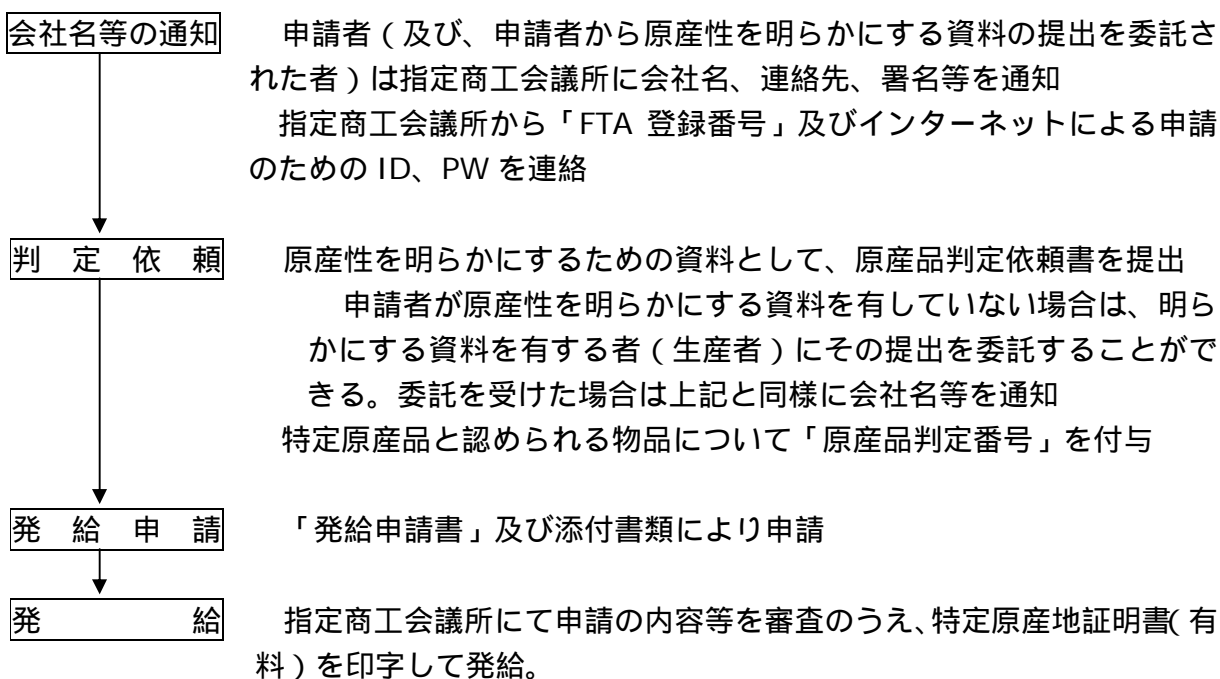


(4) 生産者と輸出者が異なり生産者が C/O 発給申請



3. 証明書発給事務の手順

施行規則では発給申請者は申請の際に、発給申請書、特定原産品であることを明らかにする資料、戸籍謄本等の書類、申請に係る物品の仕入書の写し、申請に係る物品の輸出許可書の写しを提出することとされていますが、便宜上事務処理の手順は以下ようになります。



会社名等の通知

「特定原産地証明書の受給に関する委任 / 署名 / 電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号設定に係る通知書」（別添 参照）及び「発給申請の記載事項の英語表記等通知書」（別添 参照）により、会社名、連絡先、署名等を指定商工会議所に通知してください。

戸籍謄本等の書類は会社名の等の通知の際に提出いただいても結構です。これら書類は内容に変更のない場合、書類の提出日から起算して2年間に限り添付を省略することができます。

（申請者が個人の場合）

- ・申請の前日3ヶ月以内に作成された戸籍謄本若しくは住民票の写し
（外国人の場合は、外国人登録証の写し若しくは市区町村が申請の前3ヶ月以内に発行した外国人登録原票記載事項証明書又は在留資格を証するその他書類で申請の日3ヶ月以内に作成若しくは記載されたもの）
- ・印鑑証明書

（法人その他団体の場合）

- ・定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるもの
- ・登記事項証明書

指定商工会議所にて内容を確認のうえ、「FTA 登録番号」及びインターネットによる

申請のための識別番号（ID）、暗証番号（PW）を通知します。

判定依頼

「原産品判定依頼書」（別添 参照）は、メキシコ合衆国に輸出する商品の原産判定を行なうためのもので、日本原産品と判定された商品のみが特定原産地証明書の発給対象となります。

判定は、商品（品目）ごとに行ないます。

判定の結果、日本原産と判定された商品について「原産品判定番号」（有効期間：1年以内の期間を依頼者が設定）を付与します。

同一の商品を、再度輸出しようとする場合、当該商品が特定原産品であることを示す資料に変更がない場合は、「原産品判定番号」を示すことによって、当該資料の提出を省略できます。

特定原産地証明書の発給申請者が、特定原産品であることを示す資料を有しない場合は、その全部又は一部を生産者に委託することができます。（後掲「特定原産品であることを明らかにする資料の提出の委託」ご参照）

提出されたデータは経済連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産品の判定を下した日から5年間事務局に保存されます。

特定原産地証明書発給申請書

発給申請書（別添 参照）の＜記入要領＞及び＜備考＞の内容をご参照のうえ、所定の事項を記入してください。

特定原産地証明書への記入及び署名は、申請者自ら行なうことができます。自ら行う場合は、該当欄に×を記入してください。

特定原産品であることを明らかにする資料の提出の委託

（1）受託届出書

発給申請者が、特定原産品であることを明らかにする資料を保有していない場合は、その全部又は一部の提出を申請に係る物品の生産者に委託することができます。

その際、発給申請者から委託を受けた生産者（受託生産者）は以下の事項を記載した受託届出書（別添 参照）及び特定原産品であることを明らかにする資料（原産品判定依頼書）を提出してください。

受託生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人その他の団体の場合は、代表者又は代表者から委任を受けた責任者の氏名

委託者の氏名又は名称、住所及び連絡先

提出資料に係る物品の名称及びHS番号

委託する期間 その他委託に関する条件

誓約事項

1) 特定原産地証明書の受給後5年間、特定原産品であることを明らかにする資料を保存すること。

- 2) 特定原産地証明書の受給後5年を経過するまでの間に、提出した資料に係る物品が特定原産品でなかったことを知った場合は、その旨を受託者に対して遅滞なく通知すること。
- 3) 特定原産地証明書の受給後1年を経過するまでの間に、提出した資料に係る物品が特定原産品でなかったことのほか、提出した資料の内容に誤りがあったことを知った場合は、その旨を受託者に対して遅滞なく通知すること。

(2) 受託届書の添付書類

(申請者が個人の場合)

- ・申請の日前3ヶ月以内に作成された戸籍謄本若しくは住民票の写し
(外国人の場合は、外国人登録証の写し若しくは市区町村が申請の前3ヶ月以内に発行した外国人登録原票記載事項証明書又は在留資格を証する其他書類で申請の日3ヶ月以内に作成若しくは記載されたもの)
- ・印鑑証明書

(申請者が法人其他団体の場合)

- ・定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるもの
- ・登記事項証明書

戸籍謄本等の書類は会社名の等の通知の際に提出いただいても結構です。これら書類は内容に変更のない場合、書類の提出日から起算して2年間に限り添付を省略することができます。

特定原産地証明書

特定原産地証明書は、基本的に指定商工会議所にて申請の内容等を審査のうえ、印字して発給します。特定原産地証明書の様式は別添 をご参照ください。

4. 発給手数料の出納

- (1) 発給手数料の額は、経済産業大臣の認可を受けて定める額とします。
- (2) 発給手数料の徴収及び法第4条第2項で規定されている証明書の受給者が留意すべき事項を記載した書面の発送の依頼があったときの郵送料の実費は以下の方法により発給申請者からいただきます。

発給事務を行なう事務所における現金による徴収
指定口座への振込み

なお、出納された手数料等は一切返還しないことといたします。

5. 再発給手続き

- (1) 証明書受給者は特定原産地証明書を亡失、滅失、汚損又は破損したときには、以下の事項を記載した申請書を提出してください。

申請年月日

申請者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人其他団体にあつては、その代表者又は当該代表者から委任を受けた責任者の氏名
亡失、滅失、汚損又は破損した特定原産地証明書番号

亡失、滅失、汚損又は破損した理由

- (2) 汚損、破損により再発給の申請を行なう場合は、申請書に当該特定原産地証明書を添付してください。
- (3) 亡失により特定原産地証明書の再発給を受けた後、亡失した特定原産地証明書を発見したときは当該特定原産地証明書を遅滞なく返納してください。
- (4) 特定原産地証明書を再発給する際には、特定原産地証明書の Remarks 欄に再発給されたものである旨が記入されます。

第3章 特定原産地証明書発給後の留意点

日墨原産地証明法では証明書の受給を受けた後に留意すべき事項が定められています。主な事項は以下のとおりです。

1. 証明書受給者が遵守すべき事項

(1) 特定原産品でなかったこと等の通知義務（日メキシコ原産地証明法第6条）

証明書の発給を受けた日から経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、経済産業大臣¹その他経済産業省令で定める者（メキシコ税関、輸入者²、輸出者³）に以下の事項を遅滞なく書面により通知しなければなりません。

- 1 指定発給機関が行なった場合は、当該指定発給機関
- 2 証明書受給者が輸入者に特定原産地証明書を提供した場合に限る
- 3 生産者が特定原産地証明書の発給を受け、輸出者に当該特定原産地証明書を提供した場合に限る

証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと（5年）

申請書の記載又は資料の内容の誤りにより証明書の記載に誤りが生じたこと（1年）

証明書に記載された事項に変更があったこと（1年）

これらの事項について通知しなかった場合、¹の場合は30万円以下の罰金、又、²の場合、経済産業大臣は、特定原産地証明書の発給決定を取り消さねばならないとされています。

(2) 書類の保存（日メキシコ原産地証明書法第7条）

特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類は、当該特定原産地証明書の発給を受けた日以後5年を経過するまでの間保存しなければなりません。

書類の保存がない場合、日メキシコ経済連携協定第44条の「原産品であることについての確認」の手続きに円滑に対応できないおそれがあることから、最終的には特惠関税が否認されることがあります。

(3) 証明書受給者の報告等（日メキシコ原産地証明書法第26条関係）

第6条の通知(上記(1))義務が遵守されているか否かを確認するための措置として、経済産業大臣又は指定発給機関による証明書受給者に対する報告の求め・実地での書類の検査が規定されています。(注)報告・実地検査は、対象とされた証明書受給者の同意の上で行なわれるものであり、罰則で担保された強制措置ではありません。

同意を拒むと、証明書の発給の取り消しを受ける場合があります（日メキシコ原産地証明書法第27条）。発給の決定が取り消された場合、メキシコ税関にその旨が通報されます（同28条）。

証明書の発給が取り消された場合には、当該原産地証明書を所持する証明書受給者は、遅滞なく、その証明書を経済産業大臣に返納しなければなりませんと規定されています（同29条）。

2. 証明書受給者等にかかる罰則

証明書受給者等に対する日墨原産地証明書法に基づく義務違反に対する罰則は以下のとおりとなっています。

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第34条	50万円以下

虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第 35 条	30万円以下
特定原産品でなかったことの通知義務違反	第 36 条	30万円以下
特定原産地証明書の返納義務違反	第 37 条	30万円以下

なお、上記の違反行為を法人等の役職員が犯した場合、当該法人等に対しても罰金刑が科されます（第 39 条）。

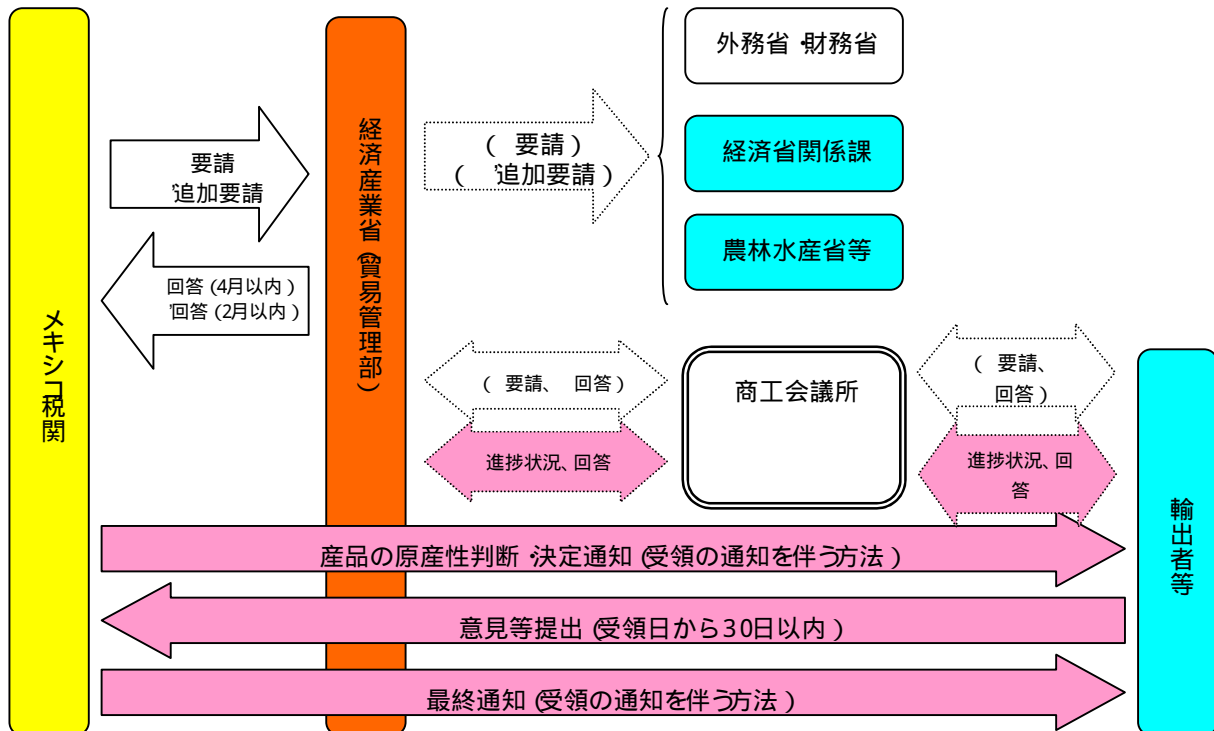
3. Verification（検認）等への対応

(1) Verification の概要

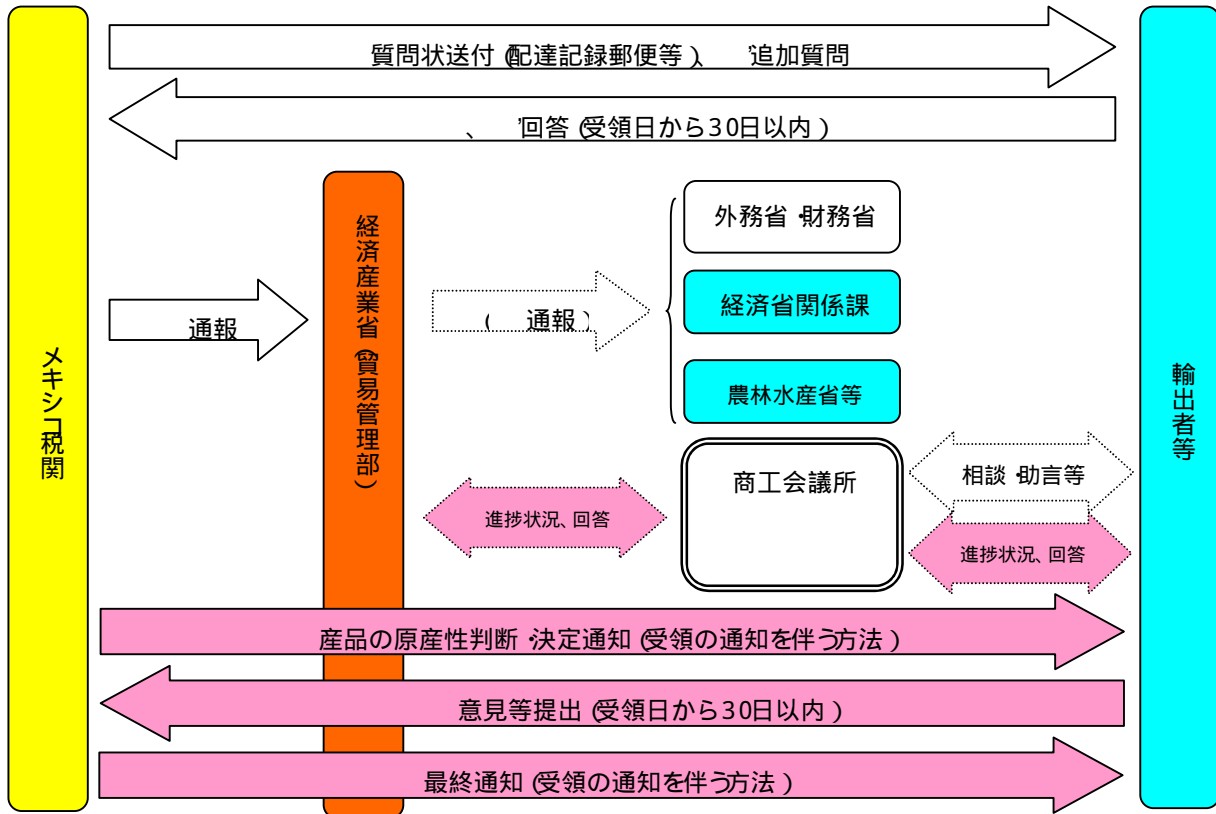
日・メキシコ経済連携協定では、輸入締約国において特定待遇を申請された産品が原産品であることについて、輸入締約国の税関当局が疑義を持つ場合、政府間の情報交換、輸出者又は生産者への質問状の送付、輸出者又は生産者の施設への訪問等の手段により、当該産品が真に原産品であるか否かの確認を行うことができる旨が規定されています。

これら「原産品であることについての確認」は協定上、受領日からメキシコ税関へ回答を返す期限が決められており、期限までに回答がない場合、又は回答が不十分な場合、メキシコ税関において特惠関税が否認されることがあります。

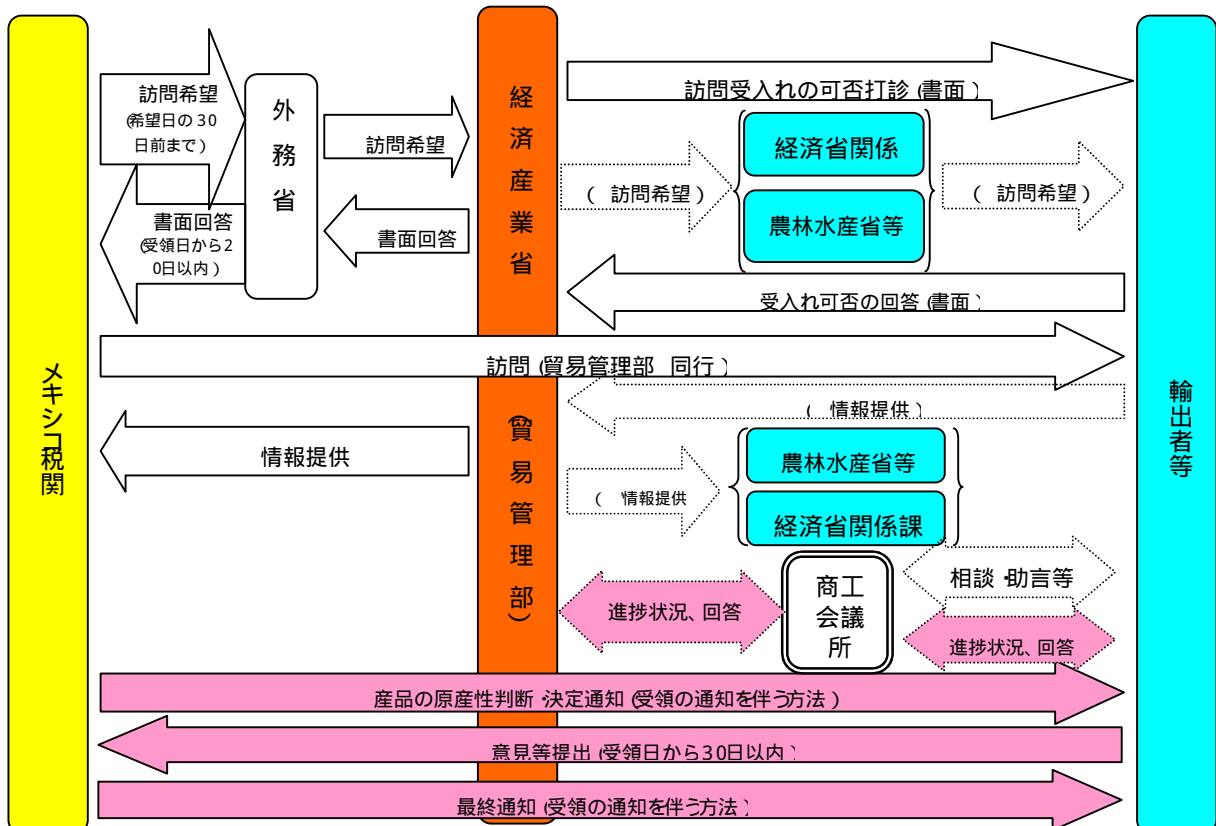
政府間の情報交換（協定第 44 条第 1 項（a））～ 4 ヶ月以内



輸出者又は生産者への質問状の送付（協定第44条第1項（b））



輸出者又は生産者の施設への訪問（協定第44条第1項（c））



【参考】

平成17年経済産業省令第9号に規定されている証明書受給者の留意事項

(留意すべき事項)

第七条 法第四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 自国に輸入される特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、メキシコ合衆国政府は、次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 輸出者又は生産者に対し、配達記録郵便又は書留郵便その他受領の確認を伴う方法により質問状を送付すること。

ハ 日本国政府に対し、経済産業大臣がメキシコ合衆国の税関当局の立会いの下に輸出者又は生産者の施設を訪問し、及び当該物品の生産に使用された設備の確認を行い、当該物品が特定原産品であることを示す情報を収集するよう要請すること、並びに当該収集した情報をメキシコ合衆国の税関当局へ提供するよう要請すること。

二 輸出者又は生産者は、メキシコ合衆国政府による前号ロ又はホの方法による確認を受ける際には、日メキシコ協定第四十四条の規定を十分に読むべきこと。

三 輸出者又は生産者が、メキシコ合衆国の税関当局から日メキシコ協定第四十四条第一項(b)に規定する質問書(日メキシコ協定第四十四条第七項に規定する追加の質問書を含む。第十一号において同じ。)を受領した場合において、当該質問書を受領した日から三十日以内にメキシコ合衆国の税関当局に到達するよう、配達記録郵便又は書留郵便その他受領の確認を伴う方法により回答を送付すべきこと、及び当該回答が当該質問書を受領した日から三十日以内にメキシコ合衆国の税関当局に到達しなかったときは、当該質問書による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認されること。

四 前号の場合において、輸出者又は生産者が送付した回答が同号の期間内にメキシコ合衆国の税関当局に到達した場合であっても、当該回答が、当該質問書による確認の対象とされた物品が特定原産品であることを決定するための十分な情報を含まないときは、当該物品に対する関税上の特惠待遇が否認される可能性があること。

五 第三号の質問書において、メキシコ合衆国の税関当局が確認の対象となっている物品の材料に関する情報を要請した場合であって、当該物品の輸出者又は生産者が当該材料の生産者に対し当該材料が原産材料であるか否かに関する情報の提供を要請した場合には、当該材料の生産者は、当該物品の輸出者又は生産者を関与させることなく、当該情報を経済産業大臣に送付することができること。

六 メキシコ合衆国政府が、日メキシコ協定第四十四条第一項(c)に規定する訪問を書面により要請した場合において、経済産業大臣は、その施設に訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることに同意するか否かについて書面による回答を求めること。

七 前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた輸出者又は生産者は、日本国政府がメキシコ合衆国政府からの訪問を要請する書面を受領した日から二十日以内に回答がメキシコ合衆国政府に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該輸出者若しくは生産者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から二十日以内にメキシコ合衆国政府に到達しなかったときは、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認されること。

八 日メキシコ協定第四十四条第一項(c)に規定する輸出者又は生産者の施設の訪問が行われた場合において、当該輸出者又は生産者が法第七条に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認される蓋然性が高いこと。

九 メキシコ合衆国政府が、日メキシコ協定第四十四条第一項に規定する確認を通じて得た情報に基づいて、当該確認を行った物品が特定原産品でないと決定し、当該物品の輸出者又は生産者に対し書面による決定を送付してきた場合には、当該書面を受領した輸出者又は生産者は、メキシコ合衆国政府に対して追加の意見又は情報を提出することができること。ただし、当該追加の意見又は情報が、当該決定を受領した日から三十日以内にメキシコ合衆国政府に到達しなければ、当該確認の対象とされた物品に対する関税上の特惠待遇が否認されること。

十 その申請に係る物品が特定原産品である旨の虚偽の陳述を輸出者又は生産者が繰り返し行っていたことが、メキシコ合衆国の税関当局が行った確認を通じて明らかとなった場合には、メキシコ合衆国の税関当局は、当該輸出者又は生産者により輸出され又は生産される同種の物品については、当該物品が特定原産品であることを当該輸出者又は生産者がメキシコ合衆国の税関当局に対して証明するまでの間、関税上の特惠待遇を与えることを停止することができること。

十一 輸出者又は生産者に対するメキシコ合衆国政府からの連絡は英語により行われること、及び輸出者又は生産者からメキシコ合衆国政府に対する日メキシコ協定第四十四条第一項(b)に規定する質問書への回答は英語により行うこと。

十二 特定原産地証明書は、メキシコ合衆国の税関当局によって、一回の輸入に限り受理されること。